目次

昭和四十八年法律第八十二号

災害弔慰金の支給等に関する法律

章 総則(第一条・第二条)

(支給の制限)

第二章 災害障害見舞金の支給(第八条・第九 災害弔慰金の支給(第三条―第七条)

第五章 七条) 雑則(第十八条・第十九条)

第四章

災害援護資金の貸付け(第十条―第十

附則

章 総則

第一条 この法律は、災害により死亡した者の遺 給する災害障害見舞金及び災害により被害を受 神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支 資金について規定するものとする。 けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護 族に対して支給する災害弔慰金、災害により精 (定義)

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、 豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の 異常な自然現象により被害が生ずることをい

(災害弔慰金の支給) 第二章 災害弔慰金の支給

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は 災害弔慰金の支給を行うことができる。 という。)により死亡した住民の遺族に対し、 害(以下この章及び次章において単に「災害」 条例の定めるところにより、政令で定める災

事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含 時における配偶者(婚姻の届出をしていないが前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当 が存しない場合に限る。 該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも 範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当 いた者に限る。以下この項において同じ。)の 亡当時その者と同居し、又は生計を同じくして 孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死 と同様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、 み、離婚の届出をしていないが事実上離婚した 2

る生計維持の状況等を勘案して政令で定める額円を超えない範囲内で死亡者のその世帯におけ 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万

(災害による死亡の推定)

第四条 災害の際現にその場にいあわせた者につ き、当該災害のやんだ後三月間その生死がわか

用については、その者は、当該災害によつて死 らない場合には、災害弔慰金に関する規定の適 亡したものと推定する。

第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がそ と認められる政令で定める場合には、支給しな である場合その他これを支給することが不適当 の死亡した者の故意又は重大な過失によるもの

(譲渡等の禁止)

第五条の二 災害弔慰金の支給を受けることとな 担保に供し、又は差し押さえることができな つた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、

2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、 押さえることができない。 差し

(非課税)

第六条 租税その他の公課は、災害弔慰金として 支給を受ける金銭を標準として、課することが できない。

(費用の負担)

|第七条 都道府県は、災害弔慰金に要する費用に 2 つき、その四分の三を負担するものとする。 費用につき、その三分の二を負担するものとす 国は、前項の規定により都道府県が負担する

第三章 災害障害見舞金の支給

る。

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、 とき(その症状が固定したときを含む。)に精 帯における生計維持の状況を勘案して政令で定 百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世 災害障害見舞金の支給を行うことができる。 民(次項において「障害者」という。)に対し、 神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住 災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つた める額以内とする。 (災害障害見舞金の支給) 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二 2

第九条 第五条から第七条までの規定は、 害見舞金について準用する。 災害障

(準用規定)

災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、 助の行われる災害その他の政令で定める災害に 法律第百十八号)第二条第一項の規定による救 その区域内において災害救助法(昭和二十二年

るところにより算定したこれに属する者の所得 より次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定め 害援護資金の貸付けを行うことができる。 帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災 の合計額が政令で定める額に満たないものの世

る世帯主の負傷 療養に要する期間がおおむね一月以上であ

二 政令で定める相当程度の住居又は家財の

3 の限度額は、政令で定める。 災害援護資金の償還期間(据置期間を含む。) 災害援護資金の一災害における一世帯当たり

4 率を年三パーセント以内で条例で定める率とす 据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利 は、十年を超えない範囲内で政令で定める。 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、

(都道府県の貸付け)

第十一条 の財源として必要とする金額に相当する金額を除き、以下同じ。)が災害援護資金の貸付け う。)を除く。第十三条第一項、第十四条第一 を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し 項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項 十九第一項の指定都市(以下「指定都市」とい 和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の 付けるものとする。 都道府県は、市町村(地方自治法(昭 2

|第十二条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付 けの財源として必要とする金額又は都道府県が は、十一年を超えない範囲内で政令で定める。 (国の貸付け) 3

前項の貸付金の償還期間(据置期間を含む。)

| 2 前項の貸付金の償還期間(据置期間を含む。) 場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に 付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の 前条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸 貸し付けるものとする。 (償還金の支払猶予) 十一年)を超えない範囲内で政令で定める。 十二年(指定都市に対するものにあつては

(貸付金の償還方法)

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるや 害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の 金の支払を猶予することができる。ただし、災 著しく困難になつたと認められるときは、償還 を受けた者が支払期日に償還金を支払うことが 規定により報告を求められて、 むを得ない理由により、災害援護資金の貸付け 正当な理由がな 2 金額を国に償還するものとする。 より、償還を受けた金額の三分の二に相当する の償還を受けたときに、政令の定めるところに

この限りでない。 く報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、

2 ときは、災害援護資金の利子の計算について であつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に 償還されたものとみなす。 は、当該償還金の支払によつて償還されるべき 前項の規定により償還金の支払が猶予された

(償還免除)

第十四条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受 ことができなくなつたと認められるとき又は破 る。ただし、次の各号のいずれかに該当すると 額の全部又は一部の償還を免除することができ を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済 産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定 けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著 きは、この限りでない。 しい障害を受けたため災害援護資金を償還する

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証 理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をし 六条の規定により報告を求められて、正当な 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十

援護資金の償還を免除したときは、当該市町村 に対し、その免除した金額に相当する額の貸付 都道府県は、市町村が前項の規定により災害 ることができると認められるとき が、当該災害援護資金の償還未済額を償還す

金の償還を免除するものとする。 る額の貸付金の償還を免除するものとする。 を免除したときは、当該指定都市又は都道府県 項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還 に対し、その免除した金額の三分の二に相当す 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は

第十五条 市町村は、都道府県からの貸付金の償 期前一年までの間は、前項の規定により貸付金 当する金額を都道府県に償還するものとする。 係る金額を除く。第三項において同じ。)に相 より、償還を受けた金額(利子及び延滞利子に の償還を受けたときに、政令の定めるところに 還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金 都道府県は、国からの貸付金の償還期間の終

3 期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受 指定都市は、国からの貸付金の償還期間の終

償還するものとする。 を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に けたときに、政令の定めるところにより、償還

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償 閲覧若しくは資料の提供を求めることができ に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の 護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人 保証人の収入又は資産の状況について、災害援 否かを判断するために必要があると認めるとき 未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその 3

(政令への委任)

第十七条 第十条から前条までに規定するものの 及び国の貸付金の貸付けを含む。)に関し必要 他災害援護資金の貸付け(これに係る都道府県 な事項は、政令で定める。 か、災害援護資金の貸付方法、貸付条件その

(市町村における合議制の機関)

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見 議制の機関を置くよう努めるものとする。 条例の定めるところにより、審議会その他の合 舞金の支給に関する事項を調査審議するため、 (制度の周知徹底)

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金 の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機 する制度の周知徹底を図るものとする。 見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関 会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害

(施行期日等)

第一条 この法律は、政令で定める昭和四十九年 県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生 四月一日以前の日から施行し、昭和四十八年七 じた災害に係る償還免除の特例) (被災者生活再建支援法附則に規定する都道府 月十六日以後に生じた災害に関して適用する。

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法(平成 付けを受けた者がその収入及び資産の状況によ 災害援護資金について、当該災害援護資金の貸 り当該災害援護資金を償還することが著しく困 閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る の基金に対する資金の拠出があつた日として内 十年法律第六十六号)附則に規定する都道府県

> める場合には、当該災害援護資金の償還未済額 難であると認められる場合として内閣府令で定 をしたときは、この限りでない。 正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告 が、第十六条の規定により報告を求められて、 る。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者 の全部又は一部の償還を免除することができ

2 に対し、その免除した金額に相当する額の貸付援護資金の償還を免除したときは、当該市町村 金の償還を免除するものとする。 都道府県は、市町村が前項の規定により災害

項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前 災害援護資金の保証債権に関する特例) る額の貸付金の償還を免除するものとする。 を免除したときは、当該指定都市又は都道府県 (平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る に対し、その免除した金額の三分の二に相当す

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に 者であつて内閣府令で定める事由があるものの 当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた 災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過に対して有する権利について、市町村が、当該 係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人 金の償還を免除するものとする。 災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付 経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、 した後に地方自治法の規定により議会の議決を

2 付金の償還を免除するものとする。 その免除した金額の三分の二に相当する額の貸 償還を免除したときは、当該都道府県に対し、 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の

3 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対 する額の貸付金の償還を免除するものとする。 都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であ た後に地方自治法の規定により議会の議決を経 害援護資金の償還期間の終期から十年を経過し (財務大臣との協議) の災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当 つて第一項の内閣府令で定める事由があるもの して有する権利について、指定都市が、当該災 て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は は、 前条第一項の内閣府令を定めようとするとき 財務大臣に協議しなければならない。

則 (昭和五〇年一月二三日法律第

> この法律は、公布の日から施行する。 (昭和五六年四月一〇日法律第1

害弔慰金について適用する。 十五年十二月十四日以後に生じた災害に係る災 による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五 この法律は、公布の日から施行し、この法律

号 (昭和五七年八月六日法律第七〇

(施行期日等)

えない範囲内において政令で定める日から施行 災害に関して適用する。 し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律 この法律は、公布の日から起算して三月を超 規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた

(平成三年九月二六日法律第八八

による改正後の第三条第三項及び第八条第二項この法律は、公布の日から施行し、この法律 に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について 適用する。 規定は、平成三年六月三日以後に生じた災害

則 (平成二三年七月二九日法律第八

弔慰金について適用する。 による改正後の第三条第二項の規定は、平成二 十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害 この法律は、公布の日から施行し、この法律

〇〇号) (平成二三年八月三〇日法律第

(施行期日)

に伴う経過措置) (災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正 この法律は、公布の日から施行する。

2 弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。 じた効力を妨げない。 ただし、この法律による改正前の規定により生 給等に関する法律第五条の二(同法第九条にお 十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害 いて準用する場合を含む。)の規定は、平成二 第一条の規定による改正後の災害弔慰金の支

が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が係る差押えの禁止等については、速やかに検討 舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに 給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見 講ぜられるものとする 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の

速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて 金銭の給付に係る差押えの禁止等については、 亡し、又は障害の状態となった者について行う を顧みることなく職務を遂行したことにより 必要な措置が講ぜられるものとする。 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険 則

六号) 抄 (平成三〇年六月二七日法律第六

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改 個人を識別するための番号の利用等に関する び第十七条の規定 公布の日 附則第十一条から第十三条まで、第十六条及 正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに 第一条、第五条(行政手続における特定の

_ <u>•</u>

四 第二条、第三条(第二号に掲げる改正規定 及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条 三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及 を除く。)、第四条(子ども・子育て支援法第 の規定 平成三十一年四月一日 び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。)

に伴う経過措置) (災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正

第二条 第二条の規定による改正後の災害弔慰金 前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯 る災害援護資金の貸付けについて適用し、同日 た災害により被害を受けた世帯の世帯主に対す 主に対する災害援護資金の貸付けについては、 前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に生じ の支給等に関する法律第十条第四項の規定は、 なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 その他の行為(以下この項において「申請等 の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞ た認定等の処分その他の行為(以下この項にお 条において同じ。)の施行の日前にこの法律に 定については、当該各規定。以下この条及び次 行為」という。)で、この法律の施行の日に れの法律の規定によりされている認定等の申 よる改正前のそれぞれの法律の規定によりされ いて「処分等の行為」という。)又はこの法律

後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処 条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく が異なることとなるものは、附則第二条から前 分等の行為又は申請等の行為とみなす。 の法律の適用については、この法律による改正 以後におけるこの法律による改正後のそれぞれ 政令に定めるものを除き、この法律の施行の日 いてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者

の日前にその手続がされていないものについてをしなければならない事項で、この法律の施行 前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公この法律の施行の日前にこの法律による改正 正後のそれぞれの法律の規定を適用する。 れていないものとみなして、この法律による改 相当の機関に対して報告、届出その他の手続を の法律の相当規定により国又は地方公共団体の か、これを、この法律による改正後のそれぞれ十三条の規定に基づく政令に定めるもののほ 共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続 (政令への委任) しなければならない事項についてその手続がさ 附則第二条から前条までの規定又は附則第 別表

第十三条 附則第二条から前条までに規定するも 置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措 で定める。

(施行期日) (令和元年六月七日法律第二七号)

第一条 この法律は、令和元年八月一日から施行 行する。 する。ただし、次条の規定は、公布の日から施

(準備行為)

の災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「新第二条 内閣総理大臣は、この法律による改正後 法律の施行の日前においても、財務大臣に協議一項の内閣府令を定めようとするときは、この 法」という。)附則第二条第一項又は第三条第 することができる。

(経過措置)

第四条 新法附則第三条の規定は、この法律の施 第三条 この法律の施行前に市町村(特別区を含 限る。)は、同項の規定による免除とみなす。 務の免除(同項に規定する場合にされたものに 項に規定する災害に係る災害援護資金に係る債 含む。)の規定によりした新法附則第二条第一 二十二年法律第六十七号。これに基づく命令を 次条において同じ。)が地方自治法(昭和 市町村が、平成三十一年四月一日前に

> 助及び助成に関する法律の一部改正) を経て当該権利を放棄したときにも適用する。 過した後に地方自治法の規定により議会の議決 該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経 た者の保証人に対して有する権利について、当 (東日本大震災に対処するための特別の財政援 生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受け

第五条 東日本大震災に対処するための特別の財 四条第一項」に改める。 律第四十号) の一部を次のように改正する。 政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法 第百三条第一項中「第十三条第一項」を「第十

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇

(施行期日) 号) 抄

|第一条 この法律は、公布の日から起算して一月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(第八条関係)

咀嚼、及び言語の機能を廃したもの 両眼が失明したもの

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残 常に介護を要するもの

に介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、

兀

七六五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 両上肢の用を全廃したもの

両下肢をひざ関節以上で失つたもの

以上と認められるもの る当該重複する障害の程度が前各号と同程度 精神又は身体の障害が重複する場合におけ 両下肢の用を全廃したもの